

## 平成28年度みよし市民憲章推進会議

と き 平成28年10月18日 (火)  
午前10時から  
ところ 市役所3階 研修室3

### 1 市民憲章唱和

### 2 あいさつ

### 3 議事

(1) 平成27年度事業実績並びに平成28年度事業について

(2) 平成29年度事業計画(案)について

平成 28年度みよし市民憲章推進会議名簿

(敬称略)

No.	団体名	氏名
1	みよし市教育委員会	古田 みどり
2	みよし市農業委員会	岡本 眞弓
3	区長会	梅津 喜朋
4	区長会	小野田 勝輝
5	区長会	西村 準一
6	区長会	伊豆原 豊
7	みよし商工会	木戸 早苗
8	みよし市工業経済会	村上 雅則
9	みよし市文化協会	佐野 鎮代
10	みよし市体育協会	清田 由雅
11	みよし市環境美化推進協議会	杉山 八千代
12	みよし市安全なまちづくり推進協議会	岡本 一恵
13	みよし市青少年健全育成推進協議会	秋松 成喜
14	みよし市緑と花の推進委員会	加納 貞夫
15	みよし市老人クラブ連合会	鰐部 美哉子

1 平成27年度事業実績並びに平成28年度事業について

(1) 平成27年度事業実績

下記の各事業に協賛し、プログラム等に市民憲章を印刷し、市民憲章の普及、啓発を行いました。

事業名	事業内容	実績
市封筒へ市民憲章を印刷し、市民への啓発	市封筒（角形2号）へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。	18,000枚
各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民への啓発	各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました	300枚
中学2年生への啓発（各中学校）	中学2年生（各中学校）へ啓発用クリアファイルを配布しました。	850枚
転入者への啓発	転入者全世帯へ啓発用クリアファイルを配布しました。	1,600枚
広報みよしへ市民憲章を掲載し、市民への啓発	8月1日号広報で市民憲章制定40周年の特集を掲載し、市民への更なる周知と啓発に努めました。	22,000世帯

(2) 平成28年度事業

下記のとおりクリアファイルに市民憲章を印刷し、市民憲章の普及、啓発を行う予定です。

事業名	事業内容	実績及び予定
市封筒へ市民憲章を印刷し、市民への啓発	市封筒（角形2号）へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。	25,000枚
	市封筒（長形3号）へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。	45,000枚
各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民への啓発	各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。	300枚
中学2年生への啓発（各中学校）	中学2年生（各中学校）へ啓発用クリアファイルを配布します。	850枚
転入者への啓発	転入者全世帯へ啓発用クリアファイルを配布しました。	1,600枚

## 2 平成29年度事業計画(案)について

### (1) 事業趣旨

住民自治並びに市民の参画と協働の精神がうたわれている市民憲章を、まちづくり事業の様々な機会において市民に広く周知します。

### (2) 啓発事業

市民憲章の認知度をあげるために、啓発事業を行います。

### (3) 平成29年度事業計画(案)

事業名	事業内容	予定
市封筒へ市民憲章を印刷し、市民への啓発	市封筒(角形2号)へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やします。	25,000枚
	市封筒(長形3号)へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やします。	45,000枚
各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民への啓発	各行政区回覧板へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やします。	300枚
中学2年生への啓発(各中学校)	中学2年生(各中学校)へ啓発用クリアファイルを配布します。	850枚
転入者への啓発	転入者全世帯へ啓発用クリアファイルを配布します。	1,600枚

○みよし市民憲章推進会議に関する要綱

平成27年2月2日

(目的)

第1条 みよし市民憲章(以下「市民憲章」という。)の周知啓発を図るため、みよし市民憲章推進会議(以下「会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において市民憲章に謳われている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項について意見又は助言を求める。

(出席者)

第3条 市長は、次に掲げる団体に属する者のうちから、会議への出席を依頼する。

- (1) 教育委員会
- (2) 農業委員会
- (3) 区長会
- (4) 商工会
- (5) 工業経済会
- (6) 文化協会
- (7) 体育協会
- (8) 環境美化推進協議会
- (9) 安全なまちづくり推進協議会
- (10) 青少年健全育成推進協議会
- (11) 緑と花の推進協議会
- (12) 老人クラブ連合会
- (13) その他市長が必要と認める者

(会議の運営)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民憲章推進担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(みよし市民憲章推進協議会設置要綱の廃止)
- 2 みよし市民憲章推進協議会設置要綱（平成21年7月8日）は、廃止する。

# みよし市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と郷土を愛し、  
自らの手でここをいっそう生きがいのある住  
みよいまちにするために、この憲章を定めま  
す。

- 1 あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし  
うるおいのある美しいまちにしましょう
- 1 しあわせな家庭をつくり スポーツに親しみ  
青少年の伸びるまちにしましょう
- 1 教養をたかめ 知性をみがき かおり高い  
文化のまちにしましょう
- 1 誇りと創意をもって仕事に励み 調和のとれた  
豊かなまちにしましょう
- 1 進んできまりを守り 互いに信じあえる  
明るいまちにしましょう